

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>（四半期報告書の提出期限の承認の手続等）</p> <p>第十七条の十五の二　（略）</p>	<p>（四半期報告書の提出期限の承認の手続等）</p> <p>第十七条の十五の二　（略）</p>
<p>2 （略）</p> <p>6 第四項の規定による承認に係る第一項第一号ハに規定する理由又は同項第二号ロに規定する事項について消滅又は変更があつた場合には、財務局長等は、第四項の規定による承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かつて取り消すことができる。</p>	<p>2 （略）</p> <p>6 第四項の規定による承認に係る第一項第一号ハに規定する理由又は同項第二号ロに規定する事項に規定する理由について消滅又は変更があつた場合には、財務局長等は、第四項の規定による承認に係る期間を変更し、又は当該承認を将来に向かつて取り消すことができる。</p>

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）

改 正 案	現 行
<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (24) (略) (25) 主要な経営指標等の推移 a 最近5連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下このaにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。 なお、特定会社（連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。以下この様式において同じ。）が連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（以下この様式において「指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合」という。）には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意(18)のhにより指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について(30)のdにより要約連結財務諸表を作成した場合には、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等の推移について併せて記載すること。 (a) ~ (q) (略) b ~ d (略) (26) ~ (87) (略)</p>	<p>第二号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (24) (略) (25) 主要な経営指標等の推移 a 最近5連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（以下このaにおいて「連結財務諸表規則による指標等」という。）の推移について記載すること。 なお、特定会社（連結財務諸表規則第1条の2第1項に規定する特定会社をいい、同条第2項の規定により特定会社とみなされる会社を含む。以下この様式において同じ。）が連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準（同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（以下この様式において「指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合」という。）には、当該連結財務諸表に係る連結会計年度（第四号の三様式記載上の注意(18)のgにより指定国際会計基準による連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した場合における当該連結会計年度を含む。）については、連結財務諸表規則による指標等に相当する指標等の推移について記載すること。この場合において、当該連結会計年度について(30)のdにより要約連結財務諸表を作成した場合には、当該要約連結財務諸表に基づく主要な経営指標等の推移について併せて記載すること。 (a) ~ (q) (略) b ~ d (略) (26) ~ (87) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第二号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) 追完情報 a ~ c (略) d (3) の a の有価証券報告書に連結財務諸表を記載している会社においては、次の (a) から (e) までに掲げる場合に応じ、当該 (a) から (e) までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。 (a) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね3月を経過した日から令第4条の2の10第3項に規定する期間(提出会社が特定事業会社(第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。)である場合には令第4条の2の10第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。)を経過する日までの間に届出書を提出する場合(当該次の連結会計年度の最初の四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表(提出会社が特定会社(連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。以下この様式において同じ。)であって、四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準(同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により四半期連結財務諸表を作成した場合には、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。(b)及び(c)において同じ。)を掲げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後3月の業績の概要(四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。) (b) ~ (e) (略) e ~ g (略) (3) • (4) (略)</p>	<p>第二号の二様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券届出書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) (略) (2) 追完情報 a ~ c (略) d (3) の a の有価証券報告書に連結財務諸表を記載している会社においては、次の (a) から (e) までに掲げる場合に応じ、当該 (a) から (e) までに掲げる事項を前年同期と比較して記載すること。 (a) 四半期報告書を提出する会社において、最近連結会計年度の次の連結会計年度開始後おおむね3月を経過した日から令第4条の2の10第3項に規定する期間(提出会社が特定事業会社(第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。)である場合には令第4条の2の10第4項に規定する期間。以下この様式において「提出期間」という。)を経過する日までの間に届出書を提出する場合(当該次の連結会計年度の最初の四半期連結会計期間に係る四半期連結貸借対照表(提出会社が特定会社(連結財務諸表規則第1条の2第1項に規定する特定会社をいい、同条第2項の規定により特定会社とみなされる会社を含む。以下この様式において同じ。)であって、四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準(同条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。)により四半期連結財務諸表を作成した場合には、四半期連結貸借対照表に相当するものをいう。(b)及び(c)において同じ。)を掲げた場合を除く。) 当該次の連結会計年度開始後3月の業績の概要(四半期連結財務諸表の形式による記載が可能なときは、当該形式により記載すること。) (b) ~ (e) (略) e ~ g (略) (3) • (4) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第三号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略) (1) ~ (39) (略) (40) 連結財務諸表</p> <p>a 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（特定会社（連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。（47）のbにおいて同じ。）が連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。（63）において同じ。）にあっては、それぞれ連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、当連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。）について、当連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、当連結会計年度分を右側に配列して記載すること。</p> <p>b・c (略) (41) ~ (66) (略)</p>	<p>第三号様式 【表紙】 【提出書類】 有価証券報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (略) (1) ~ (39) (略) (40) 連結財務諸表</p> <p>a 連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書（指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により連結財務諸表を作成した場合（特定会社（<u>連結財務諸表規則第1条の2第1項に規定する特定会社をいい、同条第2項の規定により特定会社とみなされる会社を含む。</u>（47）のbにおいて同じ。）が連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による連結財務諸表を作成した場合に限る。（63）において同じ。）にあっては、それぞれ連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書並びに連結キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下この様式において同じ。）については、連結財務諸表規則に定めるところにより作成した当連結会計年度に係るものを記載すること。ただし、当連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表が法第5条第1項又は第24条第1項から第3項までの規定により提出された届出書又は有価証券報告書に記載されていない場合には、当連結会計年度の前連結会計年度及び当連結会計年度に係る連結財務諸表（連結財務諸表規則第8条の3に規定する比較情報を除く。）について、当連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、当連結会計年度分を右側に配列して記載すること。</p> <p>b・c (略) (41) ~ (66) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">四半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 主要な経営指標等の推移</p> <p>a 提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合（当該提出会社が特定事業会社（第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間（当連結会計年度の最初の四半期連結会計期間（以下この様式において「第1四半期連結会計期間」という。）の翌四半期連結会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、当四半期連結累計期間及び当四半期連結累計期間に対応する前年の四半期連結累計期間（以下この様式において「前年同四半期連結累計期間」という。）並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合（特定会社（四半期連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいう。以下この様式において同じ。）が四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）は、これらの経営指標等に相当する指標等（(18)のhにより指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合は、これらに相当する指標等））の推移について記載すること。ただし、(a)、(c)及び(i)については、「第4 経理の状況」において当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載する場合に、当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間（以下この様式において「前年同四半期連結会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載し、(g)、(h)及び(m)については当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載し、(n)、(o)、(p)及び(q)については当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間であって「第4 経理の状況」に四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間並びに最近連結会計年度に係るものを記載すること。</p> <p>(a) ~ (q) (略)</p> <p>b ~ e (略)</p> <p>(6) 事業の内容</p> <p>a (略)</p> <p>b (18)のhにより第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書に指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と最近事業年度に係る有価証券報告書に記載した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等）を記載すること。ただし、四半期連結財務諸表規則第95条において準用する連結財務諸表規則第95条又は四半期連結財務諸表規則附則第4条第1項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により四半期連結財務諸表を作成した提出会社が指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。</p> <p>c (略)</p> <p>(7) ~ (17) (略)</p>	<p>第四号の三様式</p> <p>【表紙】</p> <p>【提出書類】</p> <p style="text-align: center;">四半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 主要な経営指標等の推移</p> <p>a 提出会社が四半期連結財務諸表を作成している場合（当該提出会社が特定事業会社（第17条の15第2項に規定する事業を行う会社をいう。以下この様式において同じ。）であって、当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間（当連結会計年度の最初の四半期連結会計期間（以下この様式において「第1四半期連結会計期間」という。）の翌四半期連結会計期間をいう。以下この様式において同じ。）である場合を除く。）には、当四半期連結累計期間及び当四半期連結累計期間に対応する前年の四半期連結累計期間（以下この様式において「前年同四半期連結累計期間」という。）並びに最近連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により四半期連結財務諸表を作成した場合（特定会社（四半期連結財務諸表規則第1条の2第1項に規定する特定会社をいい、同条第2項の規定により特定会社とみなされる会社を含む。以下この様式において同じ。）が四半期連結財務諸表規則第93条の規定により指定国際会計基準による四半期連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）は、これらの経営指標等に相当する指標等（(18)のgにより指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合は、これらに相当する指標等））の推移について記載すること。ただし、(a)、(c)及び(i)については、「第4 経理の状況」において当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を記載する場合に、当四半期連結会計期間及び当四半期連結会計期間に対応する前年の四半期連結会計期間（以下この様式において「前年同四半期連結会計期間」という。）に係るものの括弧書きを併せて記載し、(g)、(h)及び(m)については当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間の末日並びに最近連結会計年度の末日に係るものを記載し、(n)、(o)、(p)及び(q)については当四半期連結会計期間が第2四半期連結会計期間である場合又は第2四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間であって「第4 経理の状況」に四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載した場合において、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間並びに最近連結会計年度に係るものを記載すること。</p> <p>(a) ~ (q) (略)</p> <p>b ~ e (略)</p> <p>(6) 事業の内容</p> <p>a (略)</p> <p>b (18) g の規定により第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書に指定国際会計基準により作成した最近連結会計年度に係る連結財務諸表を記載する場合には、当該連結財務諸表における主要な項目と最近事業年度に係る有価証券報告書に記載した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表における主要な項目との差異に関する事項（当該差異の概算額等）を記載すること。ただし、四半期連結財務諸表規則第95条において準用する連結財務諸表規則第95条又は四半期連結財務諸表規則附則第4条第1項の規定に基づき、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により四半期連結財務諸表を作成した提出会社が指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。</p> <p>c (略)</p> <p>(7) ~ (17) (略)</p>

<p>(18) 経理の状況</p> <p>a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところによりはこれに準じて四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表（<u>g</u>において「四半期連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。</p> <p>b～e （略）</p> <p><u>f 提出会社が法の規定により提出する四半期連結財務諸表等（eにより中間連結財務諸表等を作成している場合には、中間連結財務諸表等）の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。ただし、前事業年度の有価証券報告書又は当四半期連結累計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期累計期間）に提出した有価証券届出書に記載された連結財務諸表及び財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに重要な変更がない場合には、記載を要しない。</u></p> <p><u>g 四半期連結財務諸表等又は中間連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。</u> なお、当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間）において、公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載すること。</p> <p><u>h 特定会社が連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第1項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を初めて指定国際会計基準により作成した場合には、当該四半期報告書において（19）から（24）までにより記載した四半期連結財務諸表の下に「国際会計基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。</u></p> <p>(19)～(36) （略）</p>	<p>(18) 経理の状況</p> <p>a 財務諸表等規則別記に掲げる事業を営む会社が、特別の法令若しくは準則の定めるところにより又はこれに準じて四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表（<u>f</u>において「四半期連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。</p> <p>b～e （略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>f 四半期連結財務諸表等又は中間連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。</u> なお、当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間）において、公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載すること。</p> <p><u>g 特定会社が連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第1項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を初めて指定国際会計基準により作成した場合には、当該四半期報告書において（19）から（24）までにより記載した四半期連結財務諸表の下に「国際会計基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。</u></p> <p>(19)～(36) （略）</p>
---	---

改 正 案	現 行
<p>第五号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (4) (略) (5) 主要な経営指標等の推移 a 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合（特定会社（中間連結財務諸表規則第1条の2に規定する特定会社をいい、同条第2項の規定により特定会社とみなされる会社を含む。以下この様式において同じ。）が中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）は、これらの経営指標等に相当する指標等）の推移について記載すること。 (a) ~ (s) (略) b・c (略) (6) ~ (23) (略) (24) 経理の状況 a～d (略) e 提出会社が法の規定により提出する中間連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。ただし、前事業年度の有価証券報告書又は当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間）に提出した有価証券届出書に記載された連結財務諸表及び財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに重要な変更がない場合には、記載を要しない。 f 中間連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。 なお、当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間）において、公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載すること。 (25) ~ (46) (略)</p>	<p>第五号様式 【表紙】 【提出書類】 半期報告書 (略)</p> <p>(記載上の注意) (1) ~ (4) (略) (5) 主要な経営指標等の推移 a 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等（指定国際会計基準（連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この様式において同じ。）により中間連結財務諸表を作成した場合（特定会社（中間連結財務諸表規則第1条の2第1項に規定する特定会社をいい、同条第2項の規定により特定会社とみなされる会社を含む。以下この様式において同じ。）が中間連結財務諸表規則第87条の規定により指定国際会計基準による中間連結財務諸表を作成した場合に限る。以下この様式において同じ。）は、これらの経営指標等に相当する指標等）の推移について記載すること。 (a) ~ (s) (略) b・c (略) (6) ~ (23) (略) (24) 経理の状況 a～d (略) (新設) e 中間連結財務諸表等について公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合には、その旨及び公認会計士の氏名又は監査法人の名称を記載すること。 なお、当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間）において、公認会計士又は監査法人が交代した場合には、その旨を記載すること。 (25) ~ (46) (略)</p>